

学校経営方針

令和6年 4月1日

(1)学校経営の基本方針

全ての子ども達・教職員・保護者・地域が“安心”できる学校づくりを目指します。

子ども達が安全な環境において学び、学校生活を送ることができるために、一人ひとりの人権が守られ、周囲からも大切にされる学校であることや教職員のワークライフバランスが保たれる働き方が維持される学校であることが求められます。これらが、児童、教職員、保護者が“安心”できる環境づくりにつながるとともに、学校関係者だけでなくコミュニティに住む人々にとって、学校が“安全基地”としての役割を担っていくことだと考えます。

【めざす学校像】

1. “安全・安心”が十分に維持・確保される学校 ⇒ 人権感覚の向上、危機管理の徹底、学校環境の保全を充実させます。
2. “誰もが分かる授業づくり”を目指す学校 ⇒ 教職員の授業力・指導力の向上を図ります。
3. “安全基地”として開かれた学校 ⇒ 地域コミュニティの信頼に応える教育を推進し、秩序ある学校の確立を目指します。

【育てたい子どもの姿】

1. 学習する子 “わかる”“できる”ように、基礎基本の定着を図ります。
2. よく考える子 主体的に考え、周囲と対話し、課題を解決する能力を育みます。
3. 思いやりのある子 相手の立場や気持ちを理解する見方、考え方、態度を育みます。
4. 自律ができる子 目標に向かい、見通しを持ち、行動できる力を育みます。

(2)今年度の教育目標

「一人ひとりが主役となり、輝き続ける学校」

【基本目標】

1. 自他の生命を大切にし、健康でたくましい子どもを育てる教育を推進します。
2. 安全教育の充実と安全な学校環境の確保及び、安全管理に努めます。
3. 人権感覚を高め、心豊かな人間性を育てる教育を推進し安心できる学校づくりを行います。
4. 学習指導要領の趣旨を理解し、「主体的・対話的・深い学びの授業」「誰もが分かる授業(個別最適の授業)」「探求学習(問題解決学習)」「体験学習」の確立をめざして教員の授業力の向上のための授業改善を推進します。また、情報活用能力の育成等に向けた ICT を活用による授業展開を行い、児童が目的意識を持ったタブレットの使用と新しい Hirakata 授業スタンダード(5つのC視点)を基に、「教え」から「学び」への転換を図ります。
5. 子ども達の自学自習力の育成と基礎・基本の定着を図る教育を推進し、家庭学習とシームレスにつなぐ学習活動を進めます。

【基本方策】

1. 「認知能力(学力・体力)と非認知能力」の充実
2. 「人権教育」「道徳教育」の充実
3. 「生徒指導」「生活指導」の充実
4. 「特別支援教育」の充実
5. 「コミュニティスクール」の推進(地域・保護者との連携)
6. 「業務改善推進」(笑顔プロジェクト)の推進
7. 「情報発信」(学校だより・学校ブログ)の推進

【基本方策の重点目標】

1. 「認知能力(学力・体力)と非認知能力」の充実

…9年間を見通した教育課程を編成し、子どもたちが主体的に、楽しく且つ深く学び、健康な生活を送るために

<1> 授業力の向上 —校内研修の充実—

(1) 基礎・基本を身につけ、子どもたちが主体的に学ぶ授業の確立

- ・PDCA サイクルのもと、校内研修(パワーアップ研修)を中心とした授業改善を進める。
- ・Hirakata 授業スタンダード(5つのC視点)に基づいた学習規律とゴール設定した授業方法に対して、タブレット端末機器を効果的に活用する。
- ・「学習・生活のきまり」の共通理解を図り、学校生活と学習に向かう姿勢を育む。
- ・学力調査等の課題から児童の実態を把握し、求められる認知能力を授業改善に取り入れる。
- ・授業の「めあて・まとめ・ふりかえり」を明確にし、「学ぶ楽しさと誰もが分かる授業」を確立する。
- ・経験の少ない教員の指導力の向上を図る。
- ・全ての教員の授業力の向上を図る。(相互参観週間の設定、全教員が指導案を作成し授業を公開する)

(2) 学習指導要領の趣旨を理解し、「主体的・対話的・深い学びの授業」「誰もが分かる授業(個別最適の授業)」「探求学習(問題解決学習)」「体験学習」を進める。子ども達が「主体的に学ぶ」授業、言語活動を活発に行う授業のあり方について重点的に研究する。授業づくりでは、相手意識・目的意識の仕掛けが大切であり、もととなる単元計画づくりも進める。

- ・令和6年度中学校校区校内研究主題(仮称)

「基礎学力」「学習習慣の定着」「できた」を積み重ねて、自尊感情を高める

- ・ICTスキルの向上
- ・系統性を意識した授業づくり

<2> 学習集団の育成

(1) 学習規律の確立

(2) グループやペアの活用(グループ学習に取組み、対話的な学びを深める。)

(3) 学習の見通しを持った授業計画(児童とともに単元計画を作成。単元のゴールの見通しを持った授業に取り組む。)

(4) 自学自習力の育成

- 「家庭学習の手引き」の改訂や、タブレット端末の家庭学習での利用等、保護者とも連携して家庭学習の定着を図る。
- 「基礎基本の定着」「自ら学び、自ら考える力の育成」「個を生かす教育の充実」を図ることを目的とし、担任と専科指導担当の教員が協力して、個人差に応じたきめ細かな指導に取り組む。学習の形態は、子ども達の実態や単元・教材の特性を考え、指導方法を検討し、常に、一人ひとりの「自律できる生活」との結びつきを意識して取り組む。
- 段階的に教科担任制・学年担任制(チーム担任制)を実践、検証しながら効果的な取組みを進める。

<3>教育課程についての研究

- (1) 学習指導要領の定着を図るとともに「GIGA スクール構想の実現」に向けた「一人1台端末」等 ICT 活用環境が教育現場に不可欠になることを意識し、全教員が全ての教科において効果的活用を積極的に行う。特に授業改善に効果的な ICT(教育アプリ)の活用を図る。
- (2) 特別な教科「道徳」について、授業の進捗方法、評価の方法等、具体的な研究を深める。
- (3) 総合的な学習の時間での「探究的な学習」(問題解決学習)の実施。(子ども達が仲間と協力しながらプロジェクトに取り組む)
- (4) 食育・健康教育の継続
 - ・給食を教材にした食教育の推進。
 - ・「早寝・早起き・朝ごはん」(自分の生活を見直し、生活を変える『実践力』)の育成を図る)
 - ・自分の健康について知り、健康に生きる意識を高める。

<4>「GIGA スクール構想の実現」に向けたタブレット端末など ICT 活用の研究と推進

- (1) 教科指導等におけるタブレット端末(アプリ使用)など ICT 機器の活用→(まなびポケット・ナビマ・リタリコ等)
 - ・デジタル教材を活用し各教科等の効果的に行う研究を行い、情報活用能力を育む。
 - ・自学自習の定着に向けた放課後学習や家庭学習におけるタブレット端末の効果的な活用。
- (2) 子どもたちの情報活用能力の育成及び情報リテラシー教育や各教科でのプログラミング教育を積極的に行う。

<5>体力向上のための方策

「体力」とは「運動をするための体力」と「健康に生活するための体力」で、その根幹は「調整力(動作の習得)」「持久力(粘り強さ)」「瞬発力(力強さ)」である。

- (1) 児童に体力をつけるための効果的で系統的な授業の進め方について共通理解を図る。
 - ・体育委員会等の取組みや、積極的に休み時間や放課後での交流(遊び)の機会を増やす。

<6>保小中連携推進での交流会

義務教育9年間を見据え、桜丘北保育園、桜丘小学校・桜丘中学校と連携し、人権教育・生徒指導・支援教育・学力向上等の取り組みを行う。

- (1) 「架け橋プロジェクト」のもと、桜丘北保育園と連携を図り、児童同士の交流、教職員同士の連携から、幼児教育からのスムーズな引継ぎや子ども理解に向けての共通理解を図る。
- (2) 中学校区合同研修会、2小学校合同研修会の実施、及び2小学校図書館司書の連携
- (3) 小中学校間の生徒指導の連携 及び、2小学校間での生徒指導の連携
- (4) 教育相談体制の充実・連携 中学校 SC、心の教室相談員との連携、SV、SSW、CSW 等の活用

2.「人権教育」「道徳教育」の充実

<1>人権教育の一層の充実

- (1)教職員一人ひとりが高い人権意識を持ち、子ども達と関わる。
- (2)スクリーニングシートを活用し、児童の実態・状況把握に努め、人権に配慮したきめ細かな指導を行う。
- (3)「いじめは許されない」という指導の推進と未然防止の為の組織的対応や集団作りを進める。
- (4)特別支援コーディネーターが中心となり、生徒指導担当、「心の教室相談員」や中学校スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制の充実を図る。
- (5)いじめ不登校対策委員会や、セクシュアルハラスメント・体罰等相談窓口の相談機能の充実を図る。

<2>道徳教育の充実

道徳教育は、子どもが「よりよく生きる」ことがテーマであり、道徳の時間 35(34)時間を大切に考え、道徳教育を基盤として、生命の人切さや人を思いやる豊かな人間性を育む「心の教育」を充実させる。

- (1)教科書を中心に、「夢や志をはぐくむ教育」「『大切なところ』を見つめなおして」(大阪府教育委員会)等の副教材も活用して道徳教育を推進する。
- (2)道徳の時間における指導内容・指導方法、評価の工夫・改善を図る。
- (3)保護者・地域(桜丘小、桜丘中を含む)と連携しながら、「心の教育」を進める。

3.「生徒指導」「生活指導」の充実

<1>生徒指導の充実

- (1)生徒指導を組織的に行うための体制を確立し、教職員全員が一致した体制で指導を進める。
- (2)「生徒指導提要」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見、解消に努める。また、事案に対して実効性が高いものとなっているか見直しを図る。
- (3)不登校児童についての理解や家庭の状況把握に努め、一人ひとりに適した組織的対応を進める。
- (4)枚方警察、スクールサポーター、枚方市子ども見守りセンター(ととな)等の関係機関と連携し、地域一体となった子どもの見守り体制を構築する。
- (5)不登校児童(年30日欠席)になり得る児童の状況把握の為に、計画的なケース会議を実施し、スクールソーシャルワーカー、心の相談員、不登校支援員等と情報共有のもと、管理職、生活指導担当、特別支援コーディネーターと具体的な支援方法を進める。
- (6)いじめや不登校の未然防止に向けて、初期対応や情報共有のために、一人ひとりの情報が把握できるスクリーニングシートの作成と活用を図る。

<2>生活指導の充実

- (1)あいさつ・時間・掃除・整理整頓の徹底を図る。(子ども達自身からも発信する)
・家庭や地域、友達、先生、来校されるお客さまなどに対して、丁寧なあいさつや関わり方ができるよう指導する。
- (2)チャイム着席の徹底。
- (3)清掃・整理整頓の徹底。
- (4)「学校のきまり」の周知→校内共有情報は引き続き児童だけでなく保護者にも「学校ブログ」「学校だより」で発信する。
- (5)交通ルールを守り、安全な登下校を指導する。(校区内危険個所の周知)
- (6)社会生活・集団生活におけるマナーを指導する。「丁寧な言葉づかい」「相手を思いやる言葉づかい」(ポップトークの推進)

4. 特別支援教育の充実

(1)インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」支援教育を進める。

特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を確立し、すべての教職員が一致した体制で支援教育を進める。

(2)校内研修を充実させ、支援教育に対する専門性の向上を図り、誰もが“安心”して学校生活を送ることができる居場所づくりや環境づくりを進める。

(3)通常の学級に在籍する配慮が必要な児童への具体的な支援について検討、具体的な支援方法を進める。

(通級指導教室設置校の桜丘小、他校通級指導教室設置校の津田小との連携を図る)

(4)児童の実態把握のためのスクリーニング調査を進め、系統的な支援方法のもと、保護者と連携し、一人ひとりに適した支援方法を探り、実施する。

5. 「コミュニティスクールの推進(地域・保護者との連携)」

・地域の教育力を学校教育に生かす。

・学校評議委員と学校が協働しながらコミュニティスクールの本格的な実施を行う。

(1)オープンスクール・日曜参観、授業参観(引き渡し訓練、情報リテラシー教育)等の設定。

(2) 地域行事への積極的な参加・地域教育協議会、地域交流会、地域パトロール等に、教職員が積極的に参加、結びつきを深める。

(3)地域人材による学校教育への協力(ボランティアの推進)

(4)子ども達の安全確保の為に、見守り隊との連携を強める。